

北松戸ニコニコ保育園

重要事項説明書

株式会社ライフケアジャパン

北松戸ニコニコ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 運営主体

名 称	株式会社 ライフケアジャパン
所 在 地	柏市西柏台1-2-16
電話番号	04-7193-8762
代表者名	代表取締役 中野 利男

2. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業B型
施設の名称	北松戸ニコニコ保育園
施設の所在地	松戸市上本郷891-1
連 絡 先	電話番号 047-710-6776 FAX //
管 理 者	園長代理 高野 祐子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 15人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	令和2年10月1日

3. 事業の目的・運営方針

北松戸ニコニコ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ① 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- ② 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- ③ 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	77.89㎡
	園庭	無 上本郷児童公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄骨造3階建 1階部分
	延べ床面積	77.89㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2	0歳児クラス、1歳児クラス 各1室
保育室	1	2歳児クラス 1室
調理室	1	

5. 職員の配置状況

職種	員数	備考
管理者	1	常勤1名
保育士	6	常勤3名 非常勤3名
保育従事者	2	非常勤2名
調理員	1	非常勤1名

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

(各職種の勤務体系)

職種	勤務体系
管理者	勤務時間帯 7:00～19:00
保育士	勤務時間帯 7:00～19:00
保育従事者	勤務時間帯 7:00～19:00
調理員	勤務時間帯 8:00～16:00

※シフトにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日、祝祭日は休園となります。

その他、市長が必要と認めた場合、臨時休園する場合があります。

7. 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上で保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。時間外保育を希望される場合は、時間外申請が必要となります。(延長保育の利用にあたっては通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議の上で保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します。(延長保育の利用にあたっては通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれかの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は午前9時までとなっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定地域型保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時半頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時半頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時半頃	11時頃	15時頃	

※献立表は、毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。

9. 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に関する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします。）

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しています。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 食育に関する支援

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(2) 連携施設

専修大学松戸幼稚園

運営主体	専修大学松戸幼稚園
所在地	松戸市上本郷2-3621
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・食育におけるアドバイス ・卒園後の受け皿として支援
電話番号	047-365-1821

※当園の卒園後、保育園（当園の連携施設となっている専修大学松戸幼稚園を含む）への入園を希望される場合は、再度お住いの市町村への利用申し込みが必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の保育園に入園できない場合もありますのでご了承下さい。

12. 嘱託医

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	西川医院
医院長名	西川 和子
所在地	松戸市上本郷405
電話番号	047-368-0081

(2) 歯科

医療機関の名称	宍戸歯科医院
医院長名	宍戸 六郎
所在地	三郷市三郷2-2-2 1階
電話番号	048-952-4180

13. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

14. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	大槻 紗希
ご利用時間	8:30～18:00
電話番号	047-710-6776
FAX番号	〃

※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。

15. 虐待の防止のための措置

当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

※別紙「虐待防止のための措置について」

16. 非常災害の対策

非常時の対応	別途に定める。消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	鉄骨造／1階部分
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他・カーテン・敷物・建具の防災処理 有
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します。

17. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

18. 守秘義務（秘密保持）個人情報保護を遵守します。

又、上記の記録の整備に努めます。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 北松戸ニコニコ保育園

説明者職名 園長代理 高野 祐子

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

印

児童からみた続柄

別 表

1. 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項 目	金 額
①入園・進級時に購入して頂くもの ・連絡帳 ・口拭きタオル3枚（昼食、おやつ時おしぼり用）	350円 300円
②毎月の諸費用 ・布団乾燥代	300円
③遠足等に係る交通費等 ・公共交通機関（電車・バス等）その他移動手段に 要する経費	実際に要した経費 （実費）

2. 延長保育に係る利用者負担金

（1）保育標準時間認定に係る延長保育料

- ア 18時00分～18時30分まで利用した場合 1,000円/月
- イ 18時00分～19時00分まで利用した場合 1,500円/月
- ウ 18時00分～18時30分まで利用した場合 1回あたり30分100円
- エ 18時30分～19時00分まで利用した場合 1回あたり30分200円

（2）保育短時間認定に係る延長保育料

- ア 7時00分～8時30分まで利用した場合1回あたり 30分毎200円
- イ 16時30分～19時00分まで利用した場合1回あたり30分毎200円

（注）同じ日にア、イの時間帯を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料の支払いを受けるものとする。

※ 19時00分以降は、（1）、（2）両方1回あたり30分毎500円

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、依頼があれば領収証を交付致します。